

2013 年度海外制度調査

# 小口貨物の通関・関税制度 (マレーシア)

2013年12月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

クアラルンプール事務所

## 目次

I. 小額免税制度 .....	1
1. 小額免税制度 .....	1
2. 見本品（サンプル） .....	2
3. 展示会用見本品 .....	2
II. 個人用貨物の小口通関制度.....	5
1. 旅具通関 .....	5
2. 取材用機材、その他職業用貨物、自動車.....	6
III. 他法令による個人輸入の限度数量.....	8
IV. その他 .....	8

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じて調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。本調査報告書に記載されている情報は2013年11月時点の関連法規、所轄官庁のウェブサイトおよび税関の担当官、マレーシア国際商工会議所（Malaysia International Chamber of Commerce and Industry）担当者からの聞き取りに基づいています。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## I. 小額免税制度

### 1. 小額免税制度

#### (1) 国際宅配便・国際郵便

国際宅配便・国際郵便は、以下 a)、b)を満たす場合、免税扱いとなる（1988 年関税令（免除）第 172 条 (i) (ii) (Customs Duties Order (Exemption) 1988, Article 172 (i) (ii))）。

#### ア. 免税となる空港

国際宅配便・国際郵便は、下記の国際空港を利用した場合、免税扱いとなる。ただし、酒類、タバコを除く。

- ・ クアラルンプール国際空港セパンエア・カーゴ・エクスプレス
- ・ ペナン州バヤン・ルパス国際空港
- ・ ジョホール州スナイ国際空港
- ・ サバ州コナキタバル国際空港
- ・ サラワク州クチン国際空港
- ・ スバン国際空港

国際宅配便・国際郵便の場合、大半が空路を利用するが、陸路および海路を利用する場合も同様に免税扱いとなる。実務上、海外からの国際宅配便・国際郵便のほとんどは、クアラルンプール国際空港およびペナン州バヤン・ルパス国際空港を利用している。

#### イ. 合計価格

積送品 1 個当たりの価格が RM500（郵送料を含む）以下の場合、免税扱いとなる。贈答品も含まれる。

RM500 以下であっても、税関窓口の担当判断によって個別に課税および輸入ライセンスを申請するよう要請されることがごくまれにある。受取人が納税を拒否した場合、物品は税関によって破棄される。また、受取人が輸入ライセンスの取得を拒否した場合、Pos Malaysia（郵便局）の負担で物品は発送人に返送される。

#### (2) 小口貨物

商業用または個人用に関わらず、貨物の大きさではなく積送品の価額によって小口貨物か否かが判断される。一般的に税関では積送品が RM1,000 程度までのものを小口貨物として扱い、それ以上は大口としている。

#### (3) 輸入禁止品目

小口貨物、大口貨物に関わらず、輸入禁止となっている品目がある。これらについては、

以下のウェブサイトを参照されたい。

マレーシア税関 (Traveler' s Guide) :

<http://www.customs.gov.my/index.php/en/procedures-a-guideline/customs/98-traveler-s-guide>

## 2. 見本品 (サンプル)

(1) 製造業者が「製品サンプル」を輸入する場合、税関長の書面許可を得て、免税輸入が認められる (1988 年関税令 (免除) 第 138 条 (Customs Duties Order (Exemption) 1988, Article 138))。ただし、下記の条件を遵守しなければならない。書面許可には、その他の諸条件が適宜、課される。

- ・ 物品が販売されないこと。また税関長が定めた方法以外で廃棄しないこと。
- ・ 輸入した日から 1 年以内または税関長が認めた延長期間内に物品を再輸出、または税関長が認めた方法で廃棄すること。
- ・ 税関長の書面許可を担当官に提示して、通関手続きを行うこと。

(2) 上記 (1) 以外の物品をサンプルとして輸入する場合、税関の担当官が物品の確認を行い課税するか否か判断するとしている。通関時に要請があった場合は、サンプルであることを証明する書類 (No Commercial Invoice など) を提示する必要がある。また、物品の数量はサンプルとして適した数量でなければならない。

## 3. 展示会用見本品

「展示会用小口サンプル」の輸入前に ATA カルネの発行または一時輸入ファシリティ (Temporary Import Facility: TIF) を取得すれば免税輸入が可能である。ATA カルネまたは TIF を取得している場合、重量等の限度を超えていなければ物品を手荷物で持ち込むことができる。通関時に ATA カルネまたは TIF を提示する。

ATA カルネまたは TIF による免除手続きを行わずに、展示会用見本品を日本から輸入した場合は、通常に通関手続きを行い、必要に応じ、輸入関税を支払う。この場合、展示会終了後、日本へ積み戻し (再輸出) しても、通関で一度支払った輸入関税の払い戻しを受けることは通常できない。以下、ATA カルネおよび TIF の詳細を説明する。

### (1) ATA カルネ

ATA は、一時輸入を意味する仏語の「Admission Temporaire」と英語の「Temporary Admission」の頭文字を組み合わせた略語である。また、カルネ (Carnet) は仏語で手帳の意味であり、これらを合せて ATA カルネという。これは世界の主要国の間で結ばれている「物

品の一時輸入のための通関手帳（ATA 条約）」に基づく国際的制度による通関書類のことである。現在世界 83 カ国が同条約を締結している。要件を満たせば ATA カルネによる展示品や広告素材の輸入が可能である。ただし、締結国であっても、すべての物品の輸入が認められるわけではないため、事前に確認する必要がある。

ATA カルネを利用して免税輸入する場合は、以下の原則を守らなければならない。

ア．物品を販売しないこと

輸入後に物品を販売する場合は、事前に税関に通知書を提出し、本来払うべき輸入関税および必要に応じ、追加の課徴金を支払う。課徴金の支払いは、販売した理由、課税額などを考慮した上で、支払いの有無が決定される。

輸入後に物品が紛失または盗難にあった場合は、警察に届出（Police Report）を行い、再輸出前に税関に提出しなければならない。

イ．一定期間内に製品輸入時と同じ状態で再輸出すること

通常 3 カ月、最長 1 年以内に再輸出しなければならない。期間の延長は期間内に、理由を添えて税関に通知書を提出する。

日本からマレーシアに物品を一時輸入する場合の ATA カルネは日本で発行申請する。日本での申請先、手続き方法、必要書類などは以下のウェブサイトを参照されたい。

一般社団法人日本商事仲裁協会：<http://www.jcaa.or.jp>

(2) 一時輸入ファシリティ（Temporary Import Facility: TIF）

TIF の申請には下記の条件を満たしている必要がある。申請は物品の輸入前に輸入地の州の税関に行く必要がある。銀行保証（Bank Guarantee）など担保が必要な場合もある。申請書提出後、税関から認可レターが発行される。

- ア． 輸入後に税関の許可なしに物品のリース、販売、所有権の譲渡または廃棄をしないこと。
- イ． 輸入時と同じ状態で物品が再輸出されると税関が認めること。
- ウ． 輸入された物品は期限内に再輸出されること。

各所轄官庁の許可およびライセンスが必要な物品は、取得した許可書およびライセンスを添付する必要がある。また、その他諸条件が適用される物品もあるため留意されたい。

詳細、必要書類および申請書は、以下のウェブサイトを参照されたい。

マレーシア税関 (Temporary Import Facility) :

<http://www.customs.gov.my/index.php/en/trade-facility/customs/784-kemudahan-import-mentara>

TIF を適用して一時輸入した物品の販売および紛失については、ATA カルネと同様の手続きを行う。

## II. 個人用貨物の小口通関制度

個人用貨物の1個当たりの合計価格がRM500を超える場合は、以下の扱いとなる。1個当たりRM500以下の場合は、I. 1. (1). イを参照されたい。

### 1. 旅具通関

旅行者が下記品目を個人所有物として携行した場合、免税扱いとなる。ただし、別送品で商業用と見なされる場合は課税対象となる物品もある。

一般品（酒類・タバコを除く）

- ・ 万年筆
- ・ ライター（プラスチック製以外）
- ・ 書籍、新聞、雑誌、定期刊行物
- ・ 香水
- ・ 化粧品（フェイス・パウダーを除く。口紅、アイシャドウ、基礎化粧品）
- ・ マニキュア、ペディキュア製品、除光液
- ・ ジュート製カーペット
- ・ レコーダー付きラジオおよびスピーカー（重量 10kg 未満で AC/DC 電力使用のもの）
- ・ 腕時計、時計
- ・ カメラ、フラッシュ、フィルム
- ・ 動画用カメラ、プロジェクター、レコーダーおよび再生機器、幅 16mm 以下のフィルム
- ・ ビデオカメラ、テレビカメラ
- ・ 携帯用計算機
- ・ シリング、棒状の金
- ・ コンピュータ
- ・ つり用具
- ・ ゴルフクラブ（フルセット）
- ・ ラケット（テニス、バドミントン等）
- ・ ボール（ゴルフボールを除く）
- ・ 楽器（ピアノを除く）
- ・ 革製の靴
- ・ 革製の鞆および財布
- ・ ビデオテープ（新品、録画済みのもの。ただし、税関で映像がチェックされる）

なお、マレーシア人および非居住者は、一定の条件を満たせば下記物品について免税適用となる（1988 年関税令（免除）第 19 条 (Customs Duties Order (Exemption) 1988,

Article 19))。

- ・ アルコール類：ワイン、蒸留酒、ビール、リカー（1 リットル以内）
- ・ タバコ類（タバコ 200 本または 225 グラムを超えないこと）
- ・ 衣服（新品 3 着以内）
- ・ 靴 1 足（新品）
- ・ 電気または電池で稼動するパーソナルケア用品および衛生用品（1 ユニット）
- ・ 調理食品（RM75 相当額まで）
- ・ アルコール飲料、蒸留酒、タイヤ、チューブ、たばこ、乗用車を除く贈答品やその他土産類など、RM400 相当額まで（免税特区であるランカウェイ、ティオマン、ラブアンからの物品は RM500 相当額まで）

免税適用の条件（免税の適用には下記条件を満たさなければならない）

- ・ 物品は本人が持ち込んで、輸入されること。
- ・ 個人用で頻繁に使用される物品であること。
- ・ 観光客など訪問者の場合、マレーシア人ではなく、72 時間以上マレーシアに滞在することを証明する。
- ・ 居住者の場合、72 時間以上海外に滞在していたことを証明する（ラブアンの場合は 24 時間、ランカウェイの場合は 48 時間）。

詳細は、以下のウェブサイトを参照されたい。

マレーシア税関（Entry Point）：

<http://www.customs.gov.my/index.php/en/component/content/article/96-entry-po?start=1>

## 2. 取材用機材、その他職業用貨物、自動車

### (1) 取材用機材

外国人記者、ジャーナリストは、下記条件を満たせば機材を免税で持ち込むことができる（1988 年関税令（免除）第 19 条 Custom Duties (Exemption) Order 1988, Article 19A）。

- ・ 物品または機材が外国人記者、ジャーナリストにより頻繁に使われると認められること
- ・ 物品または機材が職務遂行後、直ちに再輸出されること

免税で持ち込むには、記者としての身分証明書およびサポート書類（目的、滞在期間、物品または機材の詳細情報などが記載された本社からのレター、マレーシア側からの招待状など）を携帯し、通関時に要請がある場合は税関に提示する。

### (2) その他の職業用貨物（専門職用機器）

ATA カルネまたは TIF 利用による輸入が可能である。詳細は、前述 I. 3. (1) および (2) を参照されたい。

### (3) 自動車

下記条件を満たせば自動車／二輪車を一定期間、免税輸入できる。

- ・ 輸入する自動車は正規に登録済みであること
- ・ 輸入時から 3 カ月以内に再輸出されること
- ・ その他、税関長の権限により免税が認められること

輸入には、ATA カルネおよび TIF が利用できる。通常、展示会に出される自動車などが中心であり、旅行者が一時的に輸入するケースは少ない。

なお、マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム（MM2H）ビザを取得している者は、下記条件を満たせば自国または直近の居住地で所有する個人の自動車を物品税、輸入税、売上税を支払わずに輸入できる。

- ・ MM2H が発給されてから 6 カ月以内に財務省（Ministry of Finance : MOF）に申請すること
- ・ MM2H 取得前の最低 6 カ月の間、自動車の所有者であること
- ・ 輸入する自動車は、個人使用の目的のみであること（商業用は認められない）
- ・ 1 台の自動車のみ免税で輸入が認められている

なお、輸入した自動車は、原則、輸入から 2 年以上経ったものでなければ販売できない。販売する際は、MOF に申請し、承認を得る必要がある。輸入税、物品税、売上税を含めた価格で販売し、MM2H 取得者が納税する。

輸入後、2 年以内の販売は、通常認められていない。ただし、相当の販売理由を提示して、MOF の承認を得た場合はその限りではない。MM2H の詳細は以下のウェブサイトを参照されたい。

マレーシア観光文化省（MM2H 公式ウェブサイト）：<http://www.mm2h.gov.my>

### III. 他法令による個人輸入の限度数量

#### (1) 食品・医薬品

個人持ち込みの場合、基本的に数量制限はない。ただし、明らかに販売を目的とする数量であると税関が判断した場合、差し止めを受ける場合がある。また、検疫についてもランダムにチェックを受ける場合がある。検疫は、マレーシア検疫所 (Malaysian Quarantine & Inspection Service: MAQIS) が行う。

#### (2) 化粧品

個人使用であれば、化粧品 (フェイス・パウダーを除く。口紅、アイシャドウ、基礎化粧品、マニキュア、ペディキュア) は数量の制限なく、免税輸入が可能である。

#### (3) 医療機器

個人使用の場合、電気または電池で稼動するパーソナルケア用品および衛生用品は1ユニットまで免税輸入できる。

#### (4) 引越し貨物 (別送品)

個人の移動に伴う使用済みの身の回り品が免税対象である。通関は、貨物の全量検査で許可を得たのち税関申告を行う。貨物はランダムに開梱される。輸入回数に制限はないが、パスポートのコピー (顔写真のあるページ) または身分証明書 (IC カード) のコピーの提出が必要である。ビザなど個人のステータスは特別な指示がない限り不問である。

### IV. その他

小口通関に関して日本の輸出者が留意すべきこととして以下の点が挙げられる。

- ・ 州によって規制が異なることはないが、通関時の審査の厳しさや所要時間には差がある。
- ・ 宗教 (イスラム教) 上、雑誌や書籍は卑猥な画像が掲載されていないかチェックされる。
- ・ 衣類など枚数が多い場合は、個人所要物ではなく、商目的ではないかなどチェックされる場合もある。
- ・ 小口貨物の原産地表示義務はない。
- ・ 貨物でライセンスが必要な物品の場合、小口でも申請を要請される場合がある。I. 1. (1) イを参照されたい。

小口貨物の通関・関税制度（マレーシア）

2013年12月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2013 JETRO. All rights reserved.